

人讀爲入聲非也ト云リ、ゲニモ輟耕錄ニ、平韻ノ詞曲ニ入韻ヲ通押セルヲ舉テ、中州呼入聲如平聲ト云ハ、方音ニテ紛ルトミエタリ、其詳ナルハ此方ニテ知レヌコトナレバ、昔ヨリ讀來リシ如ク、ア我ト讀テ、人ノ耳ヲ驚サヌガヨシ、阿難尊者ヲ屋難尊者、阿彌陀佛ヲあツみた佛トハ云レヌ也、和讀要領ニモ、義ニ與ヌコトハ、人ノ聞ヲ驚サバルガヨキト云、

〔燕石襟志〕苗字

婦女子の名に御の字を稱する事、三代實錄卷之八藤原朝臣御康あり、是より已前には所見なし、
〔難波江三〕女の名におの字を冠らしむる事

孝保岡本云、略中曲亭馬琴ノ燕石雜志卷一ニ、三代實錄卷八ナル藤原朝臣御康ヲ始メナルヨシ

ニイヘドイカバアラン、原文ヲ攷フルニ、コノ處上下、多ク女房ノ名アレド、此外ハミナ某子トアリ、其中ニ御井子ト云アリ、モシコレモ御康子ナド、アリタルヲ、子ノ字落タルニハアラヌカ、コレハトマレカクマレ、馬琴ハ御井子ヲモ引出ベキコトナラズヤ、今ヨリハ其讀シカト定メカヌレバ、シバラク谷川伊勢ノ兩氏ニ從ヒ、太平記ヲ始トナスベキナリ、

〔太平記 二十二〕佐々木信胤成宮方事

其比菊亭殿ニ、御妻トテ眉目貌無類、其品賤カラデ、ナマメキタル女房アリケリ、

○按ズルニ、下ニ引ク所ノ薩戒記女房名事ノ文ニ依レバ、御妻ハ上臈女房ノ名ニシテ、妻ト云フ名ニ御ヲ加ヘタルニ非ズ、御康御井子モ同一ナリ、

〔視聽草 二集 七〕小野於通路傳

於通は播州網干の生れにして、池田輝政の家臣垣川喜太郎某が妻となり、女子一人ありしが、後に離別せり、於通は才智發明なるに、夫喜太郎はさもなきにより、耻辱のみ多かりし故、離別せりとかや、